

ストーカー被害にあわないために

こんな行為を繰り返すことが、ストーカー行為になります。

ある特定の人を好きになって、またはその好きな思いが通じず恨むようになって、下のような「つきまとい行為等」を繰り返すことを「ストーカー行為」と言います。

つきまとい
行為等

1
待ち伏せ
押しかけ

2
監視して
いると告
げる行為

3
面会等の
義務なき
要求

4
乱暴な言動

5
無言電話、
連続した
電話

6
汚物など
の送付

7
名誉を傷つ
ける

8
性的しゅう
恥心の侵害

被害を防ぐために

予防編

- 出会い系サイト等により、相手をよく知らないまま安易に交際することは避ける。
- 個人情報の管理に注意する。
- 交際中、相手の身勝手な要求に応じない。



対応編

- 拒否の姿勢をはっきりと相手に伝える。
- 防犯ブザーなど防犯機器を活用する。
- 家族、職場関係者に相談し、協力を求める。
- 家の窓や玄関の鍵は確実に施錠する。
- 相手から受けたつきまといは全て記録に残す。
- 緊急時は 110 番通報する。

相談
窓口

● 最寄りの警察署

● 警察安全相談

● レディース通話 110 番

☎076-225-9110 ☎#9110

☎076-225-0281 (月～金 9:00～17:00)